

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月16日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第63号

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則

佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（特例政令第2条第5号に規定する調達契約をいう。）に関する事務について、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一連の調達契約 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格に関する審査等）</p> <p>第3条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、その定めるところにより、随時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認められた者又は資格が</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（特例政令第2条第4号に規定する調達契約をいう。）に関する事務について、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格に関する審査等）</p> <p>第3条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、その定めるところにより、随時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認められた者又は資格が</p>

改正前	改正後
<p>ないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、前項の公示においては、施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により定める一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格のほか、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 特例政令第6条の公告は、財務規則第102条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）に、佐賀県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>(指名競争入札の公示等)</p> <p>第5条 特例政令第7条の公示は、前条の規定の例により行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指名競争入札の指名通知)</p>	<p>ないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をするものとする。 <u>この場合において、資格がないと認めた者から請求があるときは、その理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、前項の公示においては、施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により定める一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格のほか、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書入手するための手段並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 特例政令第6条の公告は、財務規則第102条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において、<u>最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を少なくとも24日前に行う旨を示したときは、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前</u>）に、佐賀県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>(指名競争入札の公示等)</p> <p>第5条 特例政令第7条第1項の公示は、前条の規定の例により行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指名競争入札の指名通知)</p>

改正前	改正後
<p>第6条 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、財務規則第102条第2項の規定にかかわらず、<u>指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）</u>にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>（入札説明書の記載事項）</p> <p>第10条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条又は第7条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>第6条 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、財務規則第102条第2項の規定にかかわらず、<u>前条第1項の規定による公示の日においてするものとする。</u></p> <p>（入札説明書の記載事項）</p> <p>第10条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条又は第7条第1項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県特定調達契約規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

3 この規則の施行の日前に、一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示（以下「公告等」という。）が行われた場合においては、同日以後に行う一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る公告等については、この規則による改正後の佐賀県特定調達契約規則第4条又は第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。